

# 2. コンプライアンス確保

## (1) 取組方針

○コンプライアンス（法令、各種規程等を遵守するとともに社会的規範に従うこと）確保のため、問題事案を把握してこれに的確に対応するための体制を整備する。

### 【社会保険庁における取組】

### < 課題 >

### 【日本年金機構における取組】

#### ●法令違反通報制度

○職員の職務上の法令違反行為に関して、**職員から及び職員以外の者から**通報を受け付ける**内部及び外部（弁護士）**の窓口を設置。

#### ●法令遵守委員会

○通報事案への対応（調査・審議）を中心に行う「**社会保険庁法令遵守委員会**」を設置。  
（委員長：長官 外部弁護士も委員として参画）

- ・ 通報窓口以外からの情報把握
- ・ 迅速に対応できる調査体制の整備
- ・ 再発防止・改善方策中心の運営への改善

#### ●コンプライアンス問題事案の把握

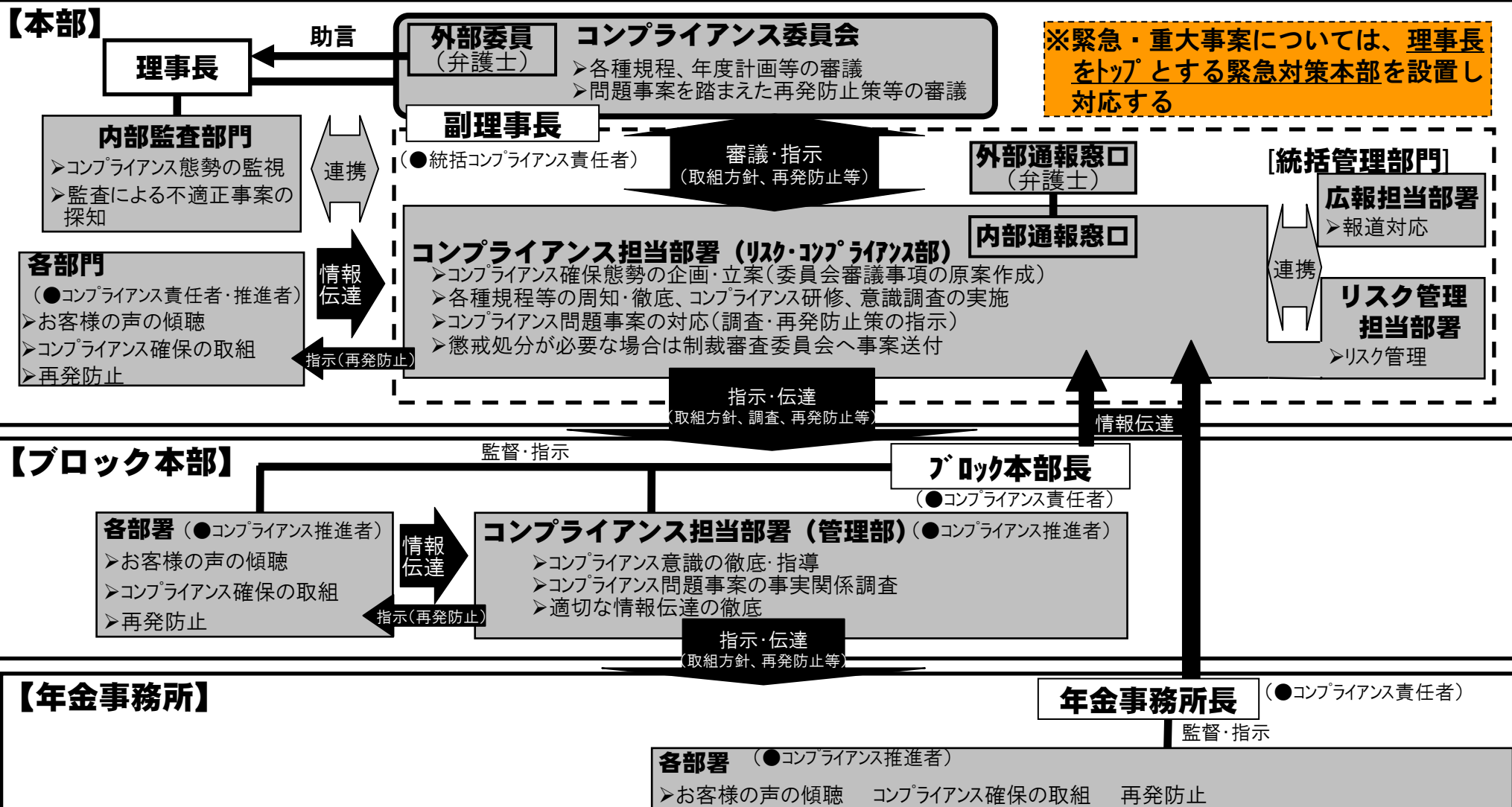
- 職員の職務上の法令違反行為に関して、**職員から及び職員以外の者から**通報を受け付ける**内部及び外部（弁護士）**の窓口を設置。
- 情報伝達ルールの明確化により、事件・事故・事務処理誤り報告やお客様からの苦情（電話、メール、手紙等）等からコンプライアンス問題事案を把握し、通報事案と同様に対応。

#### ●コンプライアンス問題事案への対応

- 通報事案を含むコンプライアンス問題事案については、**統括コンプライアンス責任者である副理事長の下で「リスク・コンプライアンス部」**において**迅速に対応**（事実関係の調査、再発防止策の指示）。
- コンプライアンス委員会**（委員長：副理事長 外部弁護士も委員として参画）は、**問題事案の事実関係と再発防止策の措置状況**について報告を受け、審議。また、コンプライアンス確保のための**改善方策等を組織横断的に審議**。

## (2) コンプライアンス確保の仕組み

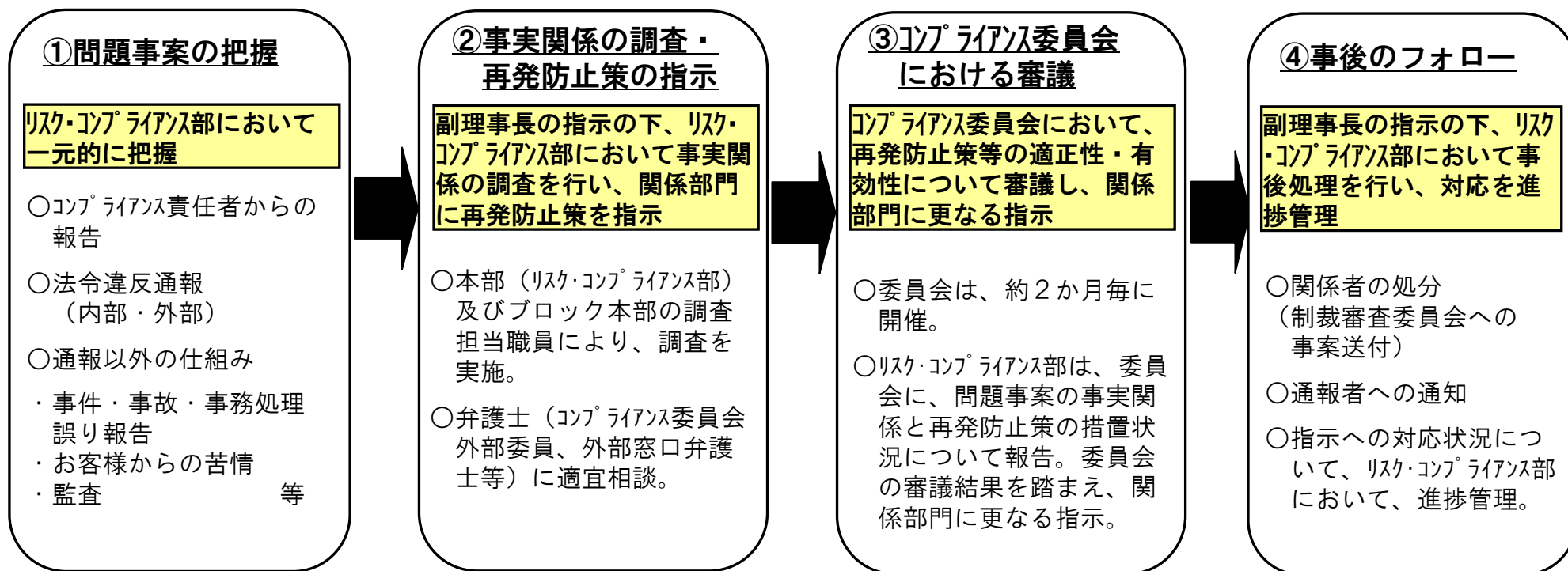
- 各種方針等について組織横断的に審議を行う「**コンプライアンス委員会**」を設置
- 企画・立案・推進業務、問題事案への対応等を担う**コンプライアンス担当部署**（リスク・コンプライアンス部）を、業務部門を直接担当しない副理事長の下に設置
- 副理事長は、重要事案について、**理事長への情報伝達を適時適切に行うとともに、必要に応じて理事長の指示を求める**
- 外部の弁護士が、コンプライアンス委員会に参画するとともに、直接理事長に助言**
- 各組織において、**コンプライアンス責任者の管理・監督の下、コンプライアンス推進者が取組を実践する態勢を整備**
- 内部の情報伝達ルール**の明確化や**通報窓口（内部・外部）**の設置により、問題事案を把握して対応



### (3) 具体的な取組内容

- コンプライアンス規程（取組の指針）やコンプライアンス・プログラム（年度計画）に基づき、コンプライアンス確保のための体制整備や未然防止のための研修等を実施。コンプライアンス委員会において、これらについて組織横断的に審議を行い、継続的に改善を図る。
- コンプライアンス問題事案については、副理事長（統括コンプライアンス責任者）の指示の下、リスク・コンプライアンス部において一元的に把握し、迅速に対応。また、コンプライアンス委員会においてその対応を確実にフォロー。
- 副理事長は、重要事案について、理事長への情報伝達を適時適切に行うとともに、必要に応じて理事長の指示を求める。
- 外部の弁護士が、コンプライアンス委員会に参画するとともに、直接理事長に助言。

#### ■コンプライアンス問題事案への対応の流れ



※なお、緊急・重大事案については、理事長をトップとする緊急対策本部を設置し対応。